

第33回大阪府環境審議会会議録

開 会 午後 1 時30分

司会（笠原主査） 定刻になりましたので、只今から第33回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室の笠原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の志知からごあいさつを申し上げます。

志知環境農林水産部長 環境農林水産部長の志知でございます。

第33回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、年度末の御多忙のところ御出席いただき、まことにありがとうございます。また、日ごろから環境行政はもとより、府政の各般にわたり、御支援、御協力を賜っておりますことに対し、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日の審議会では、審議事項が7件、報告事項が3件と多くの案件がございます。まず、大阪府における流入車対策のあり方につきましては、流入車による排ガス負荷の割合が増大傾向にあることなどから、環境基準の早期かつ確実な達成のため流入車対策についてお諮りをするものでございます。次に本府から諮問させていただきました案件につきまして、水質規制部会、廃棄物処理計画部会、野生生物部会から御報告をいただきますので、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。各専門部会におかれましては、限られた時間の中、精力的に御検討され、報告をまとめていただきました。まことにありがとうございます。

このほか、報告案件といたしまして、温泉部会及び水質測定計画部会で御決議された事項につきまして御報告をいただきます。最後に前回の審議会でも御答申いただきました揮発性有機化合物及び化学物質対策について今般生活環境の保全に関する条例を改正いたしましたので、御報告を申し上げます。

盛りだくさんではございますが、委員の皆様方におかれましては忌憚のない御意見、御提言をいただきますようお願い申し上げまして開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会（笠原主査） 本日の出席委員でございますが、委員定数44名のうち27名方の御出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして本審議会が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

本日御出席いただいております委員及び幹事の皆様につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、御紹介は省略させていただきます。

次に資料の確認をさせていただきます。

（配布資料確認）

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。本日はまず資料1によりまして、大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。

志知環境農林水産部長 それでは、私の方から知事になりかわりまして、諮問文を交付させていただきます。

大阪府環境審議会会長南 努様、大阪府知事太田房江。

大阪府における流入車対策のあり方について（諮問）。このことについて諮問します。よろしくお願い致します。

司会（笠原主査） それでは、これ以降の議事につきましては、南会長にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

南会長 皆さん、本日はお忙しい中、第33回大阪府環境審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、ただいま部長からも御案内がございましたように、案件が非常にたくさん多岐にわたっております。それで、従来ですと大体2時間程度ということをお願いしてまいりましたが、本日は非常に案件が多いということもございまして、時間を4時30分まで。もう少し早目に終わればと思いますが、3時間ほどいただきました。その点御了解をお願いしたいと思います。それで、3時間連続というのも、気になりますので、お手元の資料では審議事項

の3と4の間はかなり内容の変化がございます。したがいまして、3まで終わったところで5分か10分程度の休憩時間を挟ませていただきたいというふうに考えておりますので、議事進行、御協力よろしくお願いいいたします。

それでは議事次第に従いまして、進めさせていただきます。まず、議事1でございますが、ただいまお預かりしました諮問、大阪府における流入車対策のあり方についてということで、事務局の方から御説明をお願いいいたします。どうぞよろしくお願いいします。

藤本交通環境課長 交通環境課長の藤本でございます。よろしくお願いいいたします。

それでは資料に従いまして、諮問の背景、内容などについて御説明いたします。まずお手元の資料1-2をご覧くださいと存じます。

事前に御送付しておりましたが、新たな動きといたしまして、今国会に自動車NOx・PM法の改正法案が提出されまして、その概要が明らかになりましたことから、追加修正させていただいております。それではまず1枚目でございますが、諮問の前提となる府域の大気環境と背景となる自動車NOx・PM法の概要について記載しております。

まず大気環境の状況でございます。二酸化窒素、NO₂でございますが、につきましては、左の図は年平均値の推移でございます。沿道で自動車からの影響を把握する自動車排出ガス測定局、自排局と申しますが、自排局では平成9年度が0.038ppmございましたが、17年度には0.031ppmに低減してございます。また、特定の発生源の影響を受けない一般環境大気測定局、一般局、この下の図でございますが、でも同様に、改善傾向が見られます。右の図が環境基準の達成状況の推移でございます。環境基準非達成局、黒の色がつけてございますが、この非達成局数は減少傾向が見られます。なお17年度では、一般局は全局達成いたしました。自排局では3局達成できませんでした。この表につきましては、自排局と一般局の合同にしてございます。

次に下でございますが、浮遊粒子状物質、SPMでございます。年平均値は自排局では9年度が0.049ミリグラム/m³ございましたが、17年度には0.033ミリグラム/m³に低減し、また一般局でも同様に改善傾向が見られます。

環境基準達成状況では、S P Mは大陸からの黄砂などの気象の影響を受けやすく、年度によって変動が見られますが、環境基準の非達成局は減少傾向が見られます。15、16年度ではすべての測定局で環境基準を達成しましたが、17年度は一般局1局、自排局1局で未達成となっております。

続きまして右側でございます。自動車NOx・PM法の概要につきまして、かいつまんで御説明申します。この法律は従来为全国一律の自動車対策だけでは自動車が集まる大都市では環境基準の達成が困難でありますことから、地域を限定して特別な規制を行うものでございます。平成13年12月には、大阪府を初め、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、兵庫の8府県が対策地域として指定されまして、大阪府では豊能町、能勢町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村の6町村を除く37市町が指定されてございます。この法律によりまして、この対策地域内に登録されているトラックなどを対象としまして、自動車NOx・PM法の基準に適合しない車は一定の猶予期間、例えば普通トラックでは新規登録から原則9年間を過ぎますと、車検が通らないという、いわゆる車種規制と称しますが、車種規制が適用されてございます。また国のNOx・PM総量削減基本方針を踏まえまして、府は平成22年度までにNO₂とS P Mの環境基準を達成することを目標とする総量削減計画を平成15年7月に策定してございます。それで17年度が22年度までの中間年度に当たりますことから、昨年度中間評価を行いましたところ、計画は着実に進行し、目標は達成する見込みでございますが、目標の早期達成のためには流入車への対応が課題とされております。

次に、裏面をごらんいただきたいと思います。左上の総量削減計画の目標と大気環境の概況につきましては、ただいま御説明申し上げたとおりでございます。それで、流入車対策の背景につきまして、まとめてございます。まず左上の図は、対策地域内外における適合車の推移でございます。走行中の車のナンバープレートを読み取る調査の結果では、対策地域内に登録されている非適合車の割合、つまり点線の黒丸でございますが。これにつきましては、車種規制が効いてきまして減少傾向でございますが、対策地域外に登録されている非適合車、実線の黒丸でございますが、横ばい、もしくはやや増

加傾向となっております。

その右の図でございますが、黒煙を排出する流入車の割合でございます。府では14年度から近畿運輸局と協同で、黒煙を出して走行しているディーゼル車につきまして、府民モニターからの通報をいただきまして、その使用者に適切な整備を促す、整備不良ディーゼル車府民通報制度を実施しております。整備が必要として通知した車両につきまして、登録地を対策地域内外で分けますと、16年度以降、実線の対策地域外の登録車の割合が増加しており、流入車による排ガス負荷の増大が見られます。

左下の近畿府県別に見た営業用貨物車保有台数の増減状況でございます。大阪府では一番上の線でございますが、大阪府では営業貨物車の保有台数は減少傾向でございますが、他の5府県では増加傾向になっております。この原因につきましては明らかではございませんが、府から移転しているものも少なからずあるかと推察しております。右の図でございますが、全国における普通貨物車の平均使用年数の推移でございます。先ほど御説明申し上げましたが、自動車NOx・PM法による普通貨物車の猶予期間が9年であるに對しまして、平成17年の全国値は13年となっており、約4年の格差が生じております。このような状況が対策地域内の事業者の方の不公平感にもつながっているものと考えております。

以上のことから、府として環境基準を早期かつ確実に達成するためには、流入車対策に早急に取り組む必要があると考えまして、まず左下でございますが、実態調査を行いました。左下のマス、ちょっと見ていただきたいと思います。対策地域外の6町村、すなわち能勢町、豊能町とか書いてございますが、この6町村で、大気環境や自動車交通の実態について調査いたしました。その結果、新たにこの6町村につきまして、対策地域に編入するというような大気環境状況ではございませんでしたが、普通貨物車につきましての保有台数につきましては増加傾向が見られております。また、環境省の調査結果をもとに、流入車による影響の程度の推移を行いました。その結果、府域を走行する車両の2%、普通貨物車の場合、約15%が対策地域外から流入して、かつ非適合な車と推計しております。さらに一番下でございますが、

昨年の夏でございますが、8月、事業者にアンケートをいたしました。アンケートはここに書いてございますが、自由記入の意見で、適合車の使用について前向きな御回答が約7割ちょうどでございます。

次に右上に参りまして、このような実態調査をもとに、流入車対策は府としましては国による全国的な対策が効果的であるという見地から、国に対して機会あるごとに早期実施を働きかけてまいりました。また、府だけではなく、運行規制をしている首都圏、あるいは兵庫県でも共通の課題でありますことから、対策地域を有する8府県共同で国に対して要望を行ってまいります。さらに昨年7月におきましては、府として自治体を代表しまして中央環境審議会大気環境部会の自動車排出ガス総合対策小委員会に出席いたしまして、流入車対策を国が早期に実施するよう意見開陳をしたところでございます。

次に国における検討状況でございますが、環境省では中環審で審議が進められておりまして、本年2月23日に中環審会長から環境大臣に対して意見具申が行われました。意見具申では、今後のあり方といたしまして、公平性の面も含め、自治体の取り組みに加えて、自動車NOx・PM法においても流入車対策が必要であること、事業者、荷主、行政と幅広い主体の取り組みによる枠組みを検討すべきであること、対策地域外から内に輸送する事業者や運送事業者に輸送させるものは排出量抑制のために必要な取り組みを行うべき、例えば、運送事業者と荷主や自動車が集まる施設管理者等の連携を促す枠組みが考えられること。また、実効性の担保などのため、適合車を認識できるステッカー制度等について示されております。この意見具申を受けて、自動車NOx・PM法の一部改正法案が3月9日閣議決定されまして、今国会に提出されております。

2枚目の次のA4でございますが、この資料を見ていただきたいと思っております。

改正法案の骨子でございますが、局地汚染対策と流入車対策の二つに分けられます。局地汚染対策では、特に汚染の著しい地区を知事が重点対策地区に指定し、対策計画を策定すること。その地区に新たな交通需要を生じさせ

る建物を新設する者に対する排出抑制の配慮事項等の届け出義務などがございます。また流入車対策では、対策地域周辺から重点対策地区のうちの指定地区に入る自動車の使用者に対する排出抑制に係る計画提出や定期報告義務。さらに、対策地域周辺から対策地域内に入る自動車の使用者や輸送させる者に対する排出抑制に係る努力義務などがございます。

このような状況で、さきほどのペーパーに戻っていただきたいんですが、右下のマスをご覧いただきたいと思います。府としましては、先ほど申し上げた総量削減計画の目標である環境基準の達成をより早期かつ確実に図るため、国の意見具申を参考にしつつ、また法律との整合性にも留意しながら荷主、運送事業者、行政等の幅広い層の取り組みをベースとする流入車対策について御審議いただき、秋ごろには一定の方向性が出せるよう取り組んでまいりたいと考えております。なお検討内容がかなり専門的なものになりますことから、事務局といたしましては、専門部会を設けていただいて、御検討いただくのがよいのではないかと考えております。

以上が諮問の背景や検討いただきたい内容等の説明でございます。なお、諮問文の裏面には、今御説明申し上げましたことを要約して書いてございますので、その説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

南会長　　どうもありがとうございました。

流入車対策のあり方について、知事からの諮問をいただきました。その諮問の背景、あるいは対策の骨子、あるいは提言のあたりについて、ただいま事務局からまとめて御説明いただきましたが、初めて出てきている内容等もございますし、委員の先生方から御質問、あるいは御意見をまずお伺いしたいと存じます。

いかがでございますでしょうか。

そして、今、御説明でもおわかりいただけますように、非常に専門的な内容を含み、さらには国とも連動する、そういうところもございますし、集中的に審議していただくというそういう必要もあると思いますし、ただいま御

提案にもありましたように、専門部会を設けて、やはり御審議いただいて、その結果をこの本審議会でいろいろ議論をする。そういう手順で進むべきではないかと思っております。そういうことも含めて御質問御意見いただけますでしょうか。特にございませんですか。

それでは、専門部会を設けて、集中的に審議していただいて、その結果をこの本審議会に上げていただく。そういう方向で、手順で進んでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 特に異議なしとお伺いしましたので、専門部会を設置して、審議を進めたいと思っております。どうもありがとうございます。

それで、この部会の専門部会の組織、あるいは運営、そのあたりについて事務局からまた御提案をお願いします。よろしく願います。

藤本交通環境課長 ありがとうございます。

資料 1 - 3 の部会の運営要領案をご覧ください。

まず、第 1 の趣旨でございますが、この部会は大阪府における流入車対策のあり方について、専門的な見地から調査検討を行うため、大阪府環境審議会条例第 6 条第 2 項の規定に基づいて設置するものでございます。

次に、第 2 の組織でございますが、まず(1)に記載いたしましたとおり、審議会条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する委員、つまり本審議会の学識経験者の委員 5 名以内と、第 3 条第 2 項に規定する専門委員若干名につき審議会の会長が諮問するもので組織することといたしております。また、審議会条例第 6 条第 4 項及び第 5 項で部会に部会長を置き、審議会の会長が指名する委員がこれに当たること、及び部会長は部会の会務を総理することが定められており、(2)では部会長に事故があるときには、部会に属する委員のうち、あらかじめ部会長の指名する者がその職務代理をすることを規定しております。

次に、第 3 の会議でございますが、部会の会議は部会長が招集し、部会長がその議長となることを規定しています。

第 4 の補則では、この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な

事項は部会長が定めることとしています。

以上が部会の設置、組織及び運営に関する提案でございます。どうかよろしく願いたいします。

南会長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただいた運営要領、この方向で進ませていただいでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 ありがとうございます。

特に御異論ないようでございますので、それでは、流入車対策部会で、この諮問事項を御検討いただくということにいたします。この本審議会は、審議過程を府民の皆様にも明らかにして、より公正な運営を図るという見地から、原則公開ということになっております。その趣旨にのっとりまして、今、お認めいただきましたこの部会、流入車対策部会を原則公開という方向で進ませていただきます。そして、運営要領にございましたように、この部会に属する委員及び部会長につきましては、審議会の会長が指名するということになっておりますので、私の方から指名させていただくという手順でよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 ありがとうございます。

それでは、私の方から事務局とも御相談の上、委員さらには部会長を後日指名させていただきますので、よろしく願いたいします。どうもありがとうございました。

この流入車対策の問題、これは実際に全体としての大気の浄化について、本当に自治体だけで十分な効果が上がってるのかどうかという点も含めて、相当難しい問題がございますので、今後の部会の審議、それらについて本審議会の方にも報告いただきながら十分検討を進めていきたいというふうに考えております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事の2番目に移らせていただきます。議事の2は、化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画及び総量規制基準についてということ

でありまして、これは第29回の本審議会で大阪府から諮問がございまして、専門的かつ幅広い見地からいろいろ御検討いただくために、専門委員を加えた部会で部会を経て、審議をお願いしてまいりました。そして昨年11月、第32回の審議会では中間報告を部会からいただきまして、それらについて皆様からの御意見をいろいろ拝聴したところでございます。きょう、部会としての報告を取りまとめていただきましたので、部会長の村岡先生の方から審議状況の御説明をお願いします。村岡先生、どうぞよろしくをお願いします。

村岡部会長　水質規制部会の部会長村岡でございます。ありがとうございます。

それでは、化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画及び総量規制基準について、部会での検討結果を御報告申し上げます。

準備していただいております資料は、2 - 1、2、3でございます。2 - 2が報告の本文になっております分厚いものです。それで、ただいま会長から御説明ありましたように、前回のこの審議会でも、中間報告をさせていただきますと、大体その大阪湾の水質の状態とか、あるいは第6次総量規制の考え方等についての御理解を得たところであり、また質問もいただきました。その後、環境省の方からの基本方針が同じ日におりてきたものですから、その後また部会でその整合を考え、まとめましたものをパブリックコメントに付したわけでございます。まず、そのパブリックコメントから見ていただきたいと思いますが、お手元の資料の2 - 3という1枚ものでございます。

意見は二つでございますけれども、いずれも生活排水対策に関する意見でございました。一つ目は、自分たちの排水している汚濁の量がどれぐらいで、それを減らすためにどういうことを実際やったらいいのかと。こういったことをもっと府民にわかるように啓発する考え方。あるいはホームページだけではなくて、それ以外に何かシンポジウムをやるとか、そういった御意見でございまして。部会といたしましても、これは大変効果的な啓発の実施でございますので、適切な情報を府民に知ってもらうべく、より今まで続けてまいりましたものを一層強化するというふうに理解させていただきました。

二つ目は、やはり生活排水の関係で未処理の生活排水の対策、浄化槽、こういったものを整備するということが負荷の削減に非常に大事だという考え方

でございます。これも、そのとおりでございますので、浄化槽の清掃点検、あるいは検査等徹底させることによって、その負荷を削減する方向に持っていくというふうな考えを取りました。いずれもこの考え方を踏まえまして、審議いたしまして、報告の中に盛り込ませていただいております。

それでは、資料の2 - 1、横長のA3の資料を、これはまとめたものでございます。左上に検討の背景というのがございますが、言うまでもなく閉鎖性水域におきましては、いまだ水環境は徹底してよくなっていないということもありまして、より一層その水質保全を図る制度といたしまして、第6次総量規制削減を行うというような背景がございます。目標年度といたしましては、平成21年度でございます。これは、通例環境大臣からこの総量削減基本方針というのが策定されまして、通知がございます。この真ん中の細い線で囲った枠の中にありますように、大阪湾といたしましてCODにつきましては、133トン/日という値にするようにということで、窒素、りんについてもこのような方針が打ち出されております。この133トンのうち、大阪府が受け持つというものが76トンであります。ほかに大阪府に関係する府県が兵庫県、京都府、奈良県といったようにございますので、大阪府はこのCODについては76トン、窒素については67トン、りんについては4.3トンというふうな目標を立てなさいということでございます。

左下の2の枠を見ていただきますと、大阪湾の水質の現状と課題をまとめておりますが。左の棒グラフで見ていただけますように、削減の量といたしましては、ここ30年間ごらんのようになんて低減してございまして、目標のとおり達成しておるようなわけでございますけれども。この負荷を受ける側の大阪湾といたしましては、その右に載っておるように全体としてやや改善傾向にあるようなものの、総量削減と同じ程度に環境の状態がよくなっているかという点必ずしもそうでないと、ここが大きな問題点でございます。赤潮も若干減ってきてはおりますけれども、依然として発生しております。

そこで、大阪湾の再生の取り組みという現状がございまして、豊かな「魚庭の海」を回復するというこういう大阪湾再生行動計画。こういったものも現在はございますが、より大阪湾の水質の大きな課題といたしましては、内

部生産を抑制しなければ状態はよくなるだろうという内部生産の抑制という問題があります。さらに流入負荷といたしまして、その生活排水系のこの処理をもっと効果的にやること、あるいは計画的に整備すること、または生活雑排水対策の啓発をどんどんやるというふうなことで、大阪湾に關しましては、その湾の中だけでなく、集水域全体を見渡してその関係者の協働によりまして、一層その水質改善に努めるべきであるという課題がございます。

このような課題を受けまして、右の3の枠を見ていただきますと。今言いましたように、引き続きこの総量規制という形でCODを削減するということが、これは必要であるということ。それから2番目に内部生産を抑えるためにどういう方策を取ったらいいかということの中で、底質の溶出を抑えるとか、あるいは自然浄化の力を利用して干潟・藻場の造成などに努めるという幅広い取り組みをあわせて推進するというふうな考え方になります。

また、3といたしまして、他府県あるいは市町村を初め、住民NPO企業等の各主体と協働して一体になって取り組みを推進すると。こういう考え方に立たなければならぬだろうというまとめをしております。

裏側を見ていただきますと、左側に4の枠、右側に5の枠がございます。この左側の4の枠で、その削減計画の概要を示しております。まず削減の目標量といたしましては、先ほどCODの場合、大阪府は76トンということでしたが、この76トンを中心に生活排水として57トン、産業排水として14トン。その他計として5トンというふうに目標を立てました。りん、窒素につきましても、同様の考え方で目標量を立てております。

さて、この削減する目標量をいかにして達成するかというその方途でございますけれども、左の真ん中の枠に出ておりますように、まずは生活排水対策といたしまして、下水道の整備はもちろんのこと、その下水道の処理の高度処理施設の導入とか、あるいは合流式下水道を改善するとかいうこと、それから生活排水処理施設の整備ということで、浄化槽市町村整備推進事業を導入するということが、さらには先ほどのパブリックコメントにもありましたように、一般家庭における生活排水対策としまして、ホームページを活用す

る、あるいは生活排水対策推進月間というふうなものを設けて啓蒙するというふうな方法があります。 のところに産業排水対策というのがありまして、これが総量規制基準の設定ということで、一番従来から重点を置いてきたような形にはなっておりますけれども、必ずしもこの総量規制の基準の設定だけではうまくいかないと、いきそうにないということは先ほど御説明したとおりであります。しかし、これは当然その継続すべき重要な対策だという認識を持っております。それから といたしまして、その他の汚濁発生源ということで、農地、それから畜産排水、養殖漁業、漁場等を改善して負荷量を減らすということになります。

この 、 、 は、特に などは、比較的数値を上げて目標を達成することが可能でございますけれども、下に出ておりますように、それだけでは不十分だということで、量的な評価は非常に困難なんですけれども、大阪湾の再生と取り組みの推進ということで、再生行動計画をもっともっと進めようとか、あるいは循環型社会における資源サイクル、リサイクルということで、水の回収利用というふうなことを促進する。あるいは健全な水循環を回復するということで、森林農地の涵養能力をもっと上げるということ。それから雨水利用の促進ということで、降雨から海に捨てるまでの水を有効利用しようということを考えたりいたします。それから、人工海浜、干潟等の造成保全につきましても、先ほど申しましたように、教育啓蒙の場で大阪湾に対する学習機会をもっともっと提供しようということなどがございます。

さて、先ほど申しました産業系の排水対策として総量規制基準を設定すると申し上げましたけれども、その規制基準の概要が右側のページの枠に出ております。対象となる事業場は一日の排水量が50トン以上で、それで法に定める水を使う施設を持っている事業場に限りませんが、これがCODにかかわるので281業種の区分がございまして、窒素に関しましても大体同程度で280。りんは、少し少なくても245区分ということになりますが、その一つ一つの区分についてその業種の内容を見、あるいは排水の実態を調べ、そこで処理をしておりますその技術水準などを勘案いたしまして、その排水量を現実に割り当てていくわけです。総量規制ですから、濃度規制ではございません。つま

り、濃度Cというものと排水量Qというものを掛けますと負荷量になりますので、この負荷量をLという記号で書いておりますが、このLの値を規制の対象とするわけでございます。特にCODのところでは申し上げますと、CODを排出する施設には、古いものとそれから新しいものとその中間というものがございまして、これもこれまでやってきましたように、昭和55年6月30日までの施設につきましては、それなりの総量規制の考え方、それから中間的な施設、時代のもの、それから新しいものは一番厳しくできるわけでございますが、その量を規制する係数がCという係数、C値と呼んでおる係数でございます。濃度になるわけです。今言いましたように、これは国の方の提示でもって、Cの値は最高これぐらいから最低これぐらいまでの間におさめなさいと、こういう提示がありますので、その値の範囲内で府の方でいろいろと検討いたしまして、このCという濃度値を決めることとなります。そのC値の一番下限を取りますと、一番厳しい規制の仕方となります。これまでも、大阪府といたしましては、かなり小さい値を取ってきましてけれども、今回も大部分の区分で国のこのC値の範囲内の下限値を採用するというようなことで、部会で認めております。

以上のようなことでございまして、量で規制するものと、それから量ではっきり規制できないものがあるという、そこがこの総量規制の難しい問題です。もう二、三十年前は非常に効果があったけれども、これからいかにして大阪湾をきれいにしていくかということを考えますと、部会でいろいろと議論したところでございますけれども、もはや総量規制という規制値、排水規制だけに期待するのではなく、流域全体の住民がいかにして負荷を発生させないかという、その辺の問題が重要視されるべきであるということでありまして、まさにパブリックコメントでいただいた二つのその産業系の事業場から余り汚濁を出すなという意見ではなくて、流域に住んでいるみんなが協力し合って負荷を少なくしていこうじゃないかということにかかわる意見であったかと思っております。

そういったことをいろいろまとめまして、最後に報告のまとめといたしまして、分厚い2 - 2の資料の30ページをちょっとごらんいただきたいと思

ます。

このところに、今回部会での検討のまとめが書かれておりますけれども、総量規制も第6次を数えまして、発生する汚濁負荷量は徐々に減少されてきたところではあります。だんだんとその削減が難しくなっているという事実があります。そのため、今回の総量削減計画では負荷量の削減に加えて大阪湾内での浄化を促す取り組みや、先ほど申しました健全な水循環を回復させるという、こういう思想のもとに幅広い取り組みをしなければならないということを述べております。また部会といたしまして、この第6次総量削減計画に挙げました各種の施設を、大阪湾再生の取り組みと連携して推進することによって、より豊かな大阪湾が再生できるのではないかというふうな趣旨のことをおわりにのところでまとめております。以上、部会で討議いたしましたことをまとめたものを報告させていただきました。

南会長 村岡先生、どうもありがとうございました。

一昨年11月に諮問を受けて以来、部会におかれましては、本当にたゞいまその骨子を御説明いただきましたが、大変な作業に大変精力的に取り組んで御検討いただきまして、その報告をまとめていただいたということで、部会長の村岡先生を初め、委員の皆様方にこの場をかりて厚く御礼申し上げます。

この案件につきましては、先ほどもちょっと御紹介しましたように、昨年11月の審議会で既に中間報告について御審議いただきまして、その後、府民の御意見も募集いたしました。件数としては2件であります。この資料2-3を見る限り、非常に専門的な立場からの御意見もいただいたというふう感じております。それらをこの報告書にも十分に反映させていただきながら、全体としておまとめいただいたということでございます。

このCODあるいは窒素、りん、ずっと大阪湾を経年的に見ますと随分よくなってきているという気はいたしますが、なお村岡先生がおっしゃられたように、赤潮も発生しておりますし、必ずしも全体として本当にこのままでよいのかといったようなことも気がかりな点もございます。かなり課題はクリアされていると思いますが、ただいまいただきましたこの部会からの御報

告、これについてまず御質問、御意見をお願いしたいと思います。

非常に我々の生活に密着した部分の生活排水という部分も含んでおりまして、各府民一人一人が気をつける必要があるという内容も当然入ってきておりますが、全体にわたって何か御質問とか御意見ございませんでしょうか。

相当多岐にわたっているのと、膨大であるという点で気がかりではあります。ちょっとお時間を取らせていただきます。

はい、どうぞ。山口委員。

山口委員　大変難しい部分をまとめていただきまして、説明を聞かせていただきました。1点、先生の専門的な部分でちょっと御質問ですが、ことしの冬は非常に温暖化の中で、雪が降らないということで琵琶湖の水質保全、水が非常に悪くなるだろうということが予測されております。そういった琵琶湖から淀川からいろんなところから大阪湾に流れてくる部分でどういった影響があるのか。

もう一つは大阪府の事務局のところ、非常に生活排水に対するみずからの啓発という部分で、非常に大きな生涯学習だとか学校における環境学習、企業における環境学習というものが非常に取り組まれなければいけないんですけども、従来からこのところにかつて合成洗剤が普及したときに、非常にりんの問題が問題になって、河川の汚染の部分が非常に論議になったところだと思います。そういった部分で、いわゆる家庭で使われております台所、お風呂、それからトイレの清掃にかかわるそういった薬品ですね。随分私たちは安易にこれはいい香りだとかそういった部分で使ってしまいがちなんですけども、そういった環境物質のいわゆる害、適量に使うという、そういった企業に対してはどういうふうな指導があるのか。企業が消費者側にどういうふうに説明をしていくのか。私たちも安易にそういったものに頼らない方法というのが当然出てくるとは思いますけれども、そういった30数年前に起こりましたそういった石けん、合成洗剤、そういった部分の議論の中で思い起こす部分で、どういったこういったテーブルにつくような啓発活動をしているのかということをお答えいただきたいと思います。

南会長　それでは、今の意見に対して、村岡先生、よろしく申し上げます。

村岡部会長　二つ御意見いただきましたようですが、あの方にはちょっと事務局の方からも補足していただきたいと思っておりますけれども。

水質を監視するという立場からいきますと、要監視項目を含めまして80項目公共用水域で監視しております。その中には、多分今山口委員がおっしゃったような微量化学物質、環境ホルモンとおぼしきものも含めまして、監視しておるわけで。そのモニタリングという立場から、水質は一応監視しておるといふふうな形になります。

それから最初の御意見ですが、これは大変難しいんですけれども。琵琶湖の集水域でかなり雪が降るところがあるのは皆さん御承知のとおりであります。この雪が少なくなりますと、水量はもちろん少なくなるということと、それから今までバランス取れてきました流量のおくれとか早さとかというのが雪の量によって解ける早さとかが関係してきまして、琵琶湖に対するその流入の状態が変わってきます。大阪府としては、こういう言い方はいけないんですけれども、琵琶湖の集水域につきましての雪の状態はまず琵琶湖が受けとめてくれるという形になるかと思っております。もちろんそれで、我々知らないんだということで安心しているわけにはいきませんが、多分滋賀県の方でも、そういった同じような問題を審議会の場で討議されているものと思っております。そういった雪の量の多寡だけではなくて、私は一番心配なのはやっぱり地球温暖化の現象がいかに関雨の状態に影響してくるかということです。一般に言われているのは、雨の量、全体の量は変わらないけれども、強く降るとき、あるいは全然降らないときなどが長く続いたりというふうな出入りの激しい降り方になるということと。それから、それを一番最初に受けとめてくれる森林が、森林域というものが必ずしも完全な保全がなされていくわけではなく、よく言われているように、保水能力等につきましてもやや劣化しておることがございます。これは森林政策にもかかわることかと思うんですが。そういったことで、今この地球温暖化がどう進んでいって、それがどういふふうに関河川に流れ出てくるかというあたりをやはりモニタリングという立場で追求していくしか仕方がないというか、そういうふうなことかと思っております。

お答えになりましたかどうか。

南会長　ただいまの山口委員の御質問、1点目の雪の問題、これは村岡先生からお答えいただきました。ちょっと1対1の対応をもとめるというのは、かなり難しい、総合的に降雨量、あるいは降り方、いろんな総合的なあるいは温暖化、そういう観点からの今後のモニタリングが必要という、そういう答えだろうと思います。

2点目に関する問題を主に今、規制になっているCODと窒素、りん、こういう立場だけで考えれば、いろんな洗剤とかほかの化学物質、これは窒素、りんに対して余り効くとは思いませんが、やはりCODの問題があるかと思えます。そのあたり、今、村岡先生の方からもお答えいただきましたが、事務局何か補足、追加する事項ございますか。はい、どうぞ。

葉山環境保全課長　環境保全参画部の葉山でございます。

窒素、りんの関係では、先ほど山口先生おっしゃいましたように、昔は石けんのことで、石けんを使おうということでやってたんですけど、今は企業の方もグリーン洗剤等を開発されまして、一概に石けんとか化学合成洗剤というわけではなくて、我々としては使用量を適切に使っていただくということで、実は今年度から大阪府生活排水対策推進月間ということで、河川の水量の少なくなる2月を月間に当てまして、そのキャンペーンのために標語を募集いたしました。1位になったのが、「洗剤、袋、お買い物、ちょっとの工夫できれいな川に」ということで、やはり洗剤等の、今山口先生おっしゃっていただきましたように、洗濯とかお風呂とか洗い物、こういうものについてもちよつとの工夫。洗剤を少し使うという、少しだけ適量を使うということで、最終的にはきれいな川になるというような趣旨を込めまして、そういうキャッチフレーズを公募した中から選んでおります。2月に、実はホームページ上でいろいろな情報提供、あるいは啓発活動をしているだけではなく、全国でワースト3に入ってる見出川周辺のスーパーなどで、この間から3日間か4日ほどかけまして、4回ほどかけましてキャンペーン活動をやったりですね、そういうことをさせていただきまして、いろんな媒体を使って啓発活動を進めていこうということで、ラジオ番組とかメールマガジンとか、

チラシポスターを配布とか、そういうことも努力してやっておるところでございます。生活排水対策としては、企業だけじゃなくて、我々自身も努力せなあかんということがありますので、今後もそういうことで、わかりやすい情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

南会長　ありがとうございます。

というようなことで、行政の方もキャンペーンを張りながら、やはり生活排水の少しでも個人個人が気をつけて汚さないようにしていきましょと、そういうキャンペーンに努めているという、そういうことでございます。山口委員の御質問の件、2件とも今即座に答えが出るというものではないと思いますが、貴重な御意見として承らせていただきます。ありがとうございます。

そのほか。はい、どうぞ。

高橋委員　今、行政の方が言われましたキャンペーンのことですが、やはり公の人は、とても努力をしている人は努力してるんですね。努力してない人は全然してないという、二極分化ですね。ただ若い世代の人たちは、どんどん環境に対して、とても環境コンシャスというのが出てきていると思うんです。やはりキャンペーンの仕方がある程度、もう少し今後のことですけれども、効果的にできないか。例えば先ほど部会長が言われましたように、大阪湾再生計画というものをとても大きく取り上げて、琵琶湖での赤潮のキャンペーンのように、大阪湾をシンボルにして変えていくとかいうようにならないか。個々のここではやってます、やってない地域では全然わからないではなく、そういうふうな抜本的な、少しその規制というよりも、新しい生活を変えていくんだという夢のある暮らしという、そういう積極的キャンペーンをやられることの方が大事じゃないかと、特に思います。今の若い世代はとてもビジュアル世代とか感覚世代ですので、感覚によってそれをぐっと生活を変えていくという考え方で、私たちの中高年世代は理論的にやっていくという人が多いんですけど、その辺も今後の新しい課題としてぜひ見ていただきたいと思っています。

それと2点目ですが、再生案の取り組みのところに、やはり循環型社会にお

ける資源リサイクルの推進という。これが今後の大きな日本の課題だと思っております。雨水がふんだんにあって、それが全部流れてしまって、規制によって大阪湾をきれいにするというだけではなくて、いわゆる身の水を手でくまぐまに使っていき、それを今後環境の経済論に結びついていくようなことをこれから行政は考えていただきたいと思っております。日本企業がこれから先端企業として世界に生きていくためには、環境技術というのはとても大きな役目を担っていると思っております。そこで、いつも私どもは家で思っているんですけども、この水をうまく流したいと思いつつ、なかなかそういうツールがありませんし、個人でやるのは物すごくお金もかかります。それを企業がいろいろ行政が誘導していただくことによって、企業を規制するのではなくて、企業も生きていく、私たちが生きていく、そういう環境技術を開発していく誘導政策をぜひ取っていただきたいと思っております。

以上、2点でございます。

南会長　ありがとうございます。

ただいま、高橋委員の二つの御意見を御意見として承るということによろしくございますでしょうか。はい、ありがとうございます。

キャンペーンの方法をより効果的にならずような工夫、さらには循環型社会での取り組み、そういうものの啓発も含めて取り組んでいただきたいという御意見として承らせていただきました。

そのほか。はい、どうぞ。

益田委員　もうちょっと素朴なことを聞きたいんですけど。現状の水質が随分改善されてきたんだけど、この最近改善がなかなか進まないということが、実際にあるわけですが。そのときに、考えれるのは、実際に家庭から出す排水を注意して、汚さないようにする。それから下水道整備を進めるという2点でもってやっていけば、きれいになっていくというのはわかるんですけども、もうちょっと素朴な問題として、よりその改善が進まない原因がどちらにあるのかですね。例えばもう随分下水道も整備はされてるし、事業主から出てくるようなものというのは随分努力されてると思うんですが、例えば下水道の整備をもっとさらに進めていけば、現状の家庭排水であっても

もっと水がきれいになっていく可能性があるのか。あるいはもう今下水道整備はもう十分に進んだので、これ以降はそれぞれの家庭でもって家庭排水に注意する以外に有効な方法はないのかというところをお聞きしたいんですけども。

南会長　今の益田委員の御指摘は、なかなかこの削減が進行しない、進捗しない原因、それが何であるかということに対する把握の問題、あるいは今後またどう取り組もうとするかという、そのあたりの御意見と思います。

はい。村岡先生。

村岡部会長　十分に私からお答えできるかどうかわかりませんが、下水道の整備については計画が着々と進んでいて、かなりの普及率だということです。それ以外にやはり生活雑排水が未処理というのが、880万人の人口のうち106万人というふうに言われておまして。これについては早急に40万人ぐらいは改善して、浄化槽を設けるといふような形になっております。いずれにしましても、その大阪府全域で何らかの形でやはり浄化槽及び下水道を100%達成するというのは、ちょっと難しい面が、地域によりましてはね、あると思うんですが、努力はなされておるといふことです。

それよりも、私が大阪湾がなぜ余りよくならないのかということにつきましては、やっぱり内部生産ということもあるんですけども、過去やっぱり50年間ぐらいため込んできた底泥ですね、これが余りよくないということは明らかでございます。水質の測定をしましても、表層の水質に比べて底層付近の水質は非常に悪いということがあります。それから、場合によっては新聞にも出ておりましたけれども、しゅんせつによって深掘れしておる場所もございまして、そういったものをいかにこれから埋め戻す。深く掘れますとここに水が沈滞いたしますから、それだけ悪くなるんです。

それからもう一つ大事なことは、外海から黒潮の蛇行性によって、意外に大きな窒素・リンの負荷が紀淡海峡から入ってくるということが明らかになっております。ただ、これは人間で制御できるようなものではございませんが、これがどういうふうな現象になっているかという点をもう少し科学的に追求するということがまず必要かと思うんですけども。場合によったら明

治の初め、あるいは江戸時代においても赤潮が見られたという話もございますので、大阪湾全体が最終的に何を目標にして、どのレベルを目標にしてやるべきかということ、もう少し科学的な知見をそろえて検討していく必要があるかというふうに思います。

南会長　　どうもありがとうございました。

村岡部会長からのかなり専門的な立場からの御説明をいただきました。根本の解決が今のお話だとやはり黒潮までさかのぼるということは、相当の大きかりなこと。しかもまた一方で何十年とため込んできた問題。そうしてむしろ浄化槽の問題というのが一番近い問題というような今の村岡部会長のお話、逆にお話したような感じですが、一番最後あたりまでいきますと非常に難しいなという、そういう印象を強く持ちました。益田委員の御指摘も多分今の村岡部会長の御説明でかなりかみ合ったようになってると思いますが、だからあしたこれがもっと改善されるということが、非常に難しいなということ、それを強く感じた次第です。

よろしゅうございますでしょうか。

益田委員　　今ので少しだけつけ足しなんですけど。行政と生活している者が、じゃあ何ができるかという問題なんだと思うんですけど。村岡委員の言うことで大体理解はしたんですが。やはりその集中的に下水道の管理していく都市域だけじゃなくて、周辺部で実際に下水道が通っているにもかかわらず、その費用の点から下水道に接続していないところとかというのが結構中流部には残ってますよね。だから、そういうところに対する、今キャンペーンのお話を随分の方がされてましたけど、そういう方たちに対する例えば補助であるとか、それからもっとキャンペーンを進めていって、できるところからやっていくというようなことはやっぱり大事なのかなというふうに思います。

南会長　　ありがとうございました。

今、さらに益田委員の御指摘されたことは、これは個人レベルで本当に一番近いところ、それを行政がどうできるかという、そういう課題だろうと思います。これについては、一応行政に対する注文、課題というふうに受けとめさせていただきます。よろしゅうございますでしょうか。

ほかに。

特にないようございましたら、今いろいろ貴重な御意見をいただきました。それらを踏まえながらであります。部会からいただいたこの報告、これをもって審議会の答申という形でお認めいただけますでしょうか。特に、これを修正するとか加筆する、そういう必要性はありませんでしたので、これをもって答申とするということでお認めいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 はい。どうもありがとうございました。

村岡先生、本当に部会長ありがとうございました。その他の専門部会の先生方にも厚く御礼申し上げます。

それでは、3番の廃棄物処理対策の改定ということで、これを昨年3月の第30回の本審議会で諮問がありまして、これも部会で専門的な見地から審議をいただきまして、昨年11月の第32回、前回であります。中間報告をいただきました。それでその後、審議を経て、本日報告を答申案をいただいております。これにつきまして、池田部会長の方から説明をお願いします。

池田部会長 廃棄物処理計画部会の部会長を務めました池田でございます。

それでは、私の方から廃棄物処理計画の改定に関する部会での検討結果について御報告をさせていただきます。まず、考え方を取りまとめた経過について述べますと、廃棄物処理計画部会は昨年の6月に第1回目の会合を開きまして、以降11月までに3回の部会を開催いたしまして、計画の基本的な考え方を定めました序章の案と具体的な施策を記述しております第1章以降の骨子の案についてその時点で取りまとめまして、11月21日の第32回の本審議会に中間報告をさせていただいたわけです。その後、12月に第4回の部会を開催いたしまして、全体会議でいただきました御意見なども踏まえて検討を行いました。今年に入りまして、1月4日から2月の3日まで1カ月間ですけれども、計画案に対する府民意見の募集を行う、いわゆるパブリックコメントの手続を実施いたしました。提出いただいた府民意見については、2月に開催いたしました第5回の部会におきまして、部会の考え方について検討を行いまして、この意見を取り入れる必要性のあるものについては、計

画案に必要な修正を加えたということでもあります。

以上が、本日の報告になりました経過です。

それでは資料に基づきまして、資料3 - 1になりますけれども、次期の廃棄物処理計画案の概要について御説明をいたしたいと思えます。

まず、この資料の3 - 1をごらんいただきたいわけですが。資料の左側の1に計画改定の背景等ということが書かれております。それから、真ん中になります。7の重点施策まで。これは計画案の序章ということで、前回中間報告をさせていただいたわけですが、それと内容的には余り変わっておりません。基本理念は天然資源の消費が抑制され、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会を形成するという。また基本方針では、1が廃棄物の発生抑制、2がリユース・リサイクルなどの資源の循環的な利用、3が適正処分、4が府民、事業者、市町村等との連携ということで、前回の計画の考え方を引き継ぎながら、これらを実現するための循環型社会の形成に向けた将来ビジョンを明らかにして、以降の計画期間中の具体的な取り組みの方向として循環型社会の基盤の確立、これを掲げることにいたしております。

そのもとで、減量化目標につきましては、さきの計画の平成17年度目標の達成状況を踏まえまして、平成22年までには一般廃棄物、産業廃棄物とも最終処分量をそこに表がありますように、一般廃棄物では56万トン、産業廃棄物では53万トンということで、平成17年度実績の約2割削減をするということを掲げております。

6の廃棄物対策における課題といたしましては、大量に発生する廃棄物とリサイクルの推進、困難な廃棄物処理施設の整備、有害廃棄物の適正処理、悪質化する不適正処理の4項目を掲げております。

また7の重点施策につきましては、リサイクル・排出抑制の推進ということで10項目、資源循環の推進に向けた基盤整備として4項目、適正処理の徹底として4項目、各主体との連携として3項目を掲げております。

8番目の個別施策につきましては、昨年11月の中間報告のときは骨子のみをお示ししたわけですが、今回は文章化をいたしまして、第1章として一般廃棄物、第2章として産業廃棄物、第3章として循環型社会の形成

に向けた施設の整備、第4章として各主体の役割と連携等を計画案として取りまとめています。

第1章の一般廃棄物では、減量化目標を達成のための施策として、府民、事業者等の実践活動の推進、市町村の分別収集の促進、一般廃棄物処理、これは特に市町村の集める家庭系ごみになるわけですが、一般廃棄物処理の有料化の導入の促進ですね。また適正なごみ処理の推進では、市町村における施設整備、ダイオキシン対策など。またし尿及び浄化汚泥の適正処理の推進では、適正処理に加え汚泥の資源化などについて記載しております。有料化の導入の推進につきましては、重点施策では1のリサイクル、排出抑制の推進の家庭ごみの排出削減の推進の中で、分別収集の促進や市民への啓発などを合わせて総合的に取り組むこととしておりますが、第1章以降ではそれらを個別にまた記載をしているところです。

第2章の産業廃棄物のところでは、減量化目標達成のための施策として事業者の自主的な取り組みの促進、あるいは建設廃棄物の発生抑制やリサイクルなど適正処理の推進では、排出事業者に対する指導の徹底、あるいはアスベスト廃棄物などの有害産業廃棄物の適正処理などについて記載しております。その他に産業廃棄物処理施設の整備、健全な処理業者の育成、不適正処理対策についても記載しているところです。

第3章は、循環型社会の形成に向けた施設整備ということを掲げております。ここでは民間施設の立地促進として、大阪府エコタウンプランの推進や市町村の施設整備などについて記載をしているところです。

最後の第4章になりますが、この第4章は各主体の役割と連携等ということを掲げております。ここでは、府民、事業者、行政の役割を明らかにし、その連携に努めるとともに計画の進行管理に努めるということを記載しております。

続きまして、計画の本体であります資料3-2の方をごらんいただきたいと思います。

今、説明いたしました概略がその序章になるわけですが、それを踏まえて序章、1章、2章を今説明をいたしました、さきの本審議会でした。

いただきました御意見をどのようにこの報告書に反映したかということについて御説明をいたします。

まず、計画案の20ページです。20ページをお開きいただきたいと思いますが、の各主体との連携の府民、事業者、市町村等との連携の強化の最初の段落の2行目のところに、「特にリサイクルやごみ減量化の実践活動に先進的に取り組んでいる事業者や府民団体、NPO等と連携することで」という文章ですが、それは中間報告のときには循環型社会を目指すには技術面での企業との連携や環境問題に専門的に取り組んでいるNPOとの連携が重要であるという御指摘を、これは山口委員から受けていたと思いますので、そのところを意識いたしまして、追加したということです。

また、同じ項目の最後の段落になりますが、中間報告時にため池などの環境美化活動にも力を入れるべきだという御意見をいただいた。これは坂本委員から御意見いただいたと思いますが、それを生かすということで、「河川やため池、道路などの公共空間における清掃・美化活動は、廃棄物の適正処理に対する府民意識を醸成する上でも有効であり、その推進に努めます」との記述を追加しております。

また、市町村の分別収集ができていない。ある程度統一して取り組んでいくべきだという御指摘を高橋委員からいただいたと思います。この点につきましては、中間報告時は骨子のみを示しておりましたけれども、第1章の今回の計画案では34ページをお開きいただきたいと思います。34ページの3の減量化目標達成のための施策の(2)の市町村の分別収集の促進において、分別収集を促進するとともに、標準分別収集区分についても記載をすることにいたしました。

次に36ページの最初の項目をお開きいただきたいと思います。ここでは、益田委員からだったと思いますが、中間報告にリサイクル率の向上のためにはデポジット制度の導入が効果的ではないかという御指摘があったわけですね。その点についても検討いたしまして、デポジット制度自体は使用済み製品の回収に効果的であるというふうに考えられるわけですがけれども、その導入ということになると、消費者とか事業者等の広範囲にわたる関係者のコン

センサスを得なければいけない。また全国レベルで実施するということが望まれるわけで、大阪府においても法制化も含めて国に要望を行っている状況です。したがって、本計画では経済的手法の一つの例示としてデポジット制度を記載するという事にいたしました。

また、その他に家庭ごみの有料化については、有料化だけではごみが減るものではないと。府民の意識改革などの取り組みも重要であるという御意見、これは岸上委員からいただいたと思いますが、この点につきましては、部会でも同様の意見が非常に多かったわけです。

そして、先ほどの資料3 - 1でも説明を少しいたしましたけれども、計画案の15ページですね。本体の15ページの方を開いていただきたいんですが。そのこのところを家庭ごみの排出削減の推進という項目がありますが。その中では中間報告時から有料化の導入促進だけではなく、分別収集の促進、府民への啓発など総合的に進める旨の記載をするということにさせていただいており、そこに一応あらわれているというふうに取っていただきたいと思えます。

以上が廃棄物処理計画の改定についての報告の内容ですけれども、続きまして、資料の3 - 3によりまして、先ほど述べましたパブリックコメントの結果等について御報告させていただきます。

このパブリックコメントによって、提出された意見は全部で16件でありまして、内訳は一般府民が10件、事業者が3件、各種の団体が3件となっております。1件当たり複数の御意見もいただいておりますので、意見の項目数にいたしますと、72項目ということになります。その個別の意見とそれに対する部会の考え方の詳細につきましては、この資料の3 - 3の10ページ以降に別添の資料として綴じておりますので、ごらんいただきたいと思えます。この提出されました御意見について、部会ではこれを検討いたしまして、計画案の中に記述するという事をする必要性のあるものについては、検討いたしまして、実際に計画案を修正することにしたのは、16項目ということになります。修正の概要につきましては、この資料の1ページから8ページにまとめております。その内容について、計画案を修正することとしたもので、

大きなものについてだけ御指摘いたしますと、資料の2ページの意見の10及び同じく意見の12ですね。そこでは、今後は事業系の廃棄物が重要な課題であることを明記すべきだという御意見がありました。この意見とそれから3ページの19、それから7ページになりますが、の64。これらでは、再生資源業者の役割を明確に位置づけるべきという御意見です。以上については、この計画案の中に取り入れるということをいたしております。また、計画案を修正するには至りませんでしたけれども、先ほども述べました家庭ごみの有料化については、反対との御意見も数件ありましたが、計画案では先ほど述べましたように、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制、あるいは再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化、あるいは住民の意識改革ということを進める上で効果的であるということで、有料化は総合的に勘案して推進するというような立場からこの内容を書いておりますが、他の施策とあわせて、総合的に家庭ごみの排出抑制に取り組むということは先ほど述べたとおり、そのような書き方をしております。

また府民意見の募集とあわせて、市町村に対しても事務局の大阪府から意見照会を行っていただいております。市町村の方から意見ということで、6カ所の修正について資料の9ページにまとめております。市町村からいただきましたこの御意見は具体的な記述内容の文言の修正が中心ですけれども、市町村意見の2では、ここでは市町村の一般廃棄物処理基本計画との整合性についても明記すべきという御意見をいただいております、この点については、序章の計画の性格に記述を追加することにしております。

以上が、府民意見等による主な修正内容ということで、先ほどの資料の3-2では、廃棄物処理計画案で以前と比べて修正いたしました箇所については、大体下線を付しているということで、その下線の付したところが手直したところだというふうに御理解をいただきたいと思っております。

以上で、廃棄物処理計画の改定についての廃棄物処理計画部会での検討結果を御報告させていただいたということにしたいと思っております。

南会長 池田先生、部会長として非常に御尽力いただきましてありがとうございました。

昨年11月の中間報告で審議いただいて、その後のパブリックコメントも非常に多数の御意見が寄せられた。それらを勘案しながら中間報告を必要なところを修正して、本日のこの資料の3 - 2として取りまとめていただいたということでございます。まず、部会長の池田先生を初め、部会の先生方の御尽力に対してこの場をかりて厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、ただいま池田部会長の方から、前回の本審議会での委員の皆さんの意見を踏まえ、さらにパブリックコメントも踏まえて加筆修正していただいた状況を御報告いただきました。加えての、重ねての御質問、御意見ございましたら、お願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

熊井委員 簡単な質問なんですけれども、このきょうの資料3 - 1の8番目の個別政策の一番最後の方の循環型社会の形成に向けた施設整備のうちの最終処分場の再生に関してちょっと質問なんです、これは、今後大分いろんなところで重要な問題になってくると思うんですが、具体的な例として、この厚い方の紙の81ページに堺第7 - 3区の具体的な計画について記載されておりますけれども。ちょっと心配なのは、こういう処分場の跡地の安全性に関するモニタリングの件なんです、特にほかのところはわかりませんが、発生ガスとそれから地下水ですね。ここの場合なんかは、地下水はむしろ海側から内陸側の用水をしている方に流れていくという、そういう場所もあるものですから、この辺の監視というか、モニタリングはちょっと大事なと思うんですが、何か計画はございますでしょうか。

南会長 これはお答えは事務局から。はい、それではお願いします。

鈴鹿循環型社会推進室長 循環型社会推進室長の鈴鹿でございます。

ただいま御指摘ございましたように、7 - 3区、地区水については、CODとかpHとか、依然として高い状況がございまして、処分場としては、もう受け入れは終わっておりますけれども、現在モニタリングを継続中でございます。最終処分場を閉鎖するというのは、これは水質基準等クリアしなければ閉鎖はできませんので、それまでの間は引き続きモニタリング等を継続

をしていくと、そういうことで現在もやっておるところでございます。

熊井委員　そうすると、この計画とそのモニタリングが並行して行われてくるということになりますかね。あるいはそういう安全性が確保されてから計画に移るということなんでしょうか。

鈴鹿循環型社会推進室長　最終処分場の再生ということで、暫定的な利用として、ここに書いてございますような自然の再生、共生の森、こういう事業を暫定事業としてやっていると、こういうことでございます。ですから、継続してモニタリングはしながら、影響のない範囲でこういう共生の森という事業を暫定事業として進めていく。そういうことでございます。

熊井委員　そうしますと、その発生ガスで基準値以上になった場合に、この施設を閉鎖するとか、そういうことが必要になってきますね。

鈴鹿循環型社会推進室長　ガスにつきましては、これまでからも発生はございません。水の問題がモニタリング等で基準を超えており、基準以下になるのを継続してモニタリングをしているという状況でございます。

熊井委員　わかりました。この辺のことは、今全国いろんなところで問題になっていることで、これをちゃんとやらないと、跡地の利用が全然できなくなってしまうということなるので、多分、重要な問題だと思うので、そういう点で大阪府が先鞭をつけていくということは、安全性に関して特に注意をしていただいて、それを先例としていただくということをぜひお願いをしたいと思います。

南会長　どうも、熊井先生、ありがとうございました。

ただいまの御指摘、今後とも事務局を含めて、継続をしてモニタリングを含めた取り組みをお願いしたいと思います。

そのほかは、はい、どうぞ。坂本委員。

坂本委員　大層な質問をいたしますけども。先ほどの第6次総量削減計画、大阪湾浄化の問題にしても、この産業廃棄物の問題にしても、これは総合的にずっと今出されてる課題を一つ一つ実行していく以外にはないと思いますけれども、やっぱり決定打に欠けるといえるか、みんな思われると思いますけれども、大層に言いますと、石油文明から退却といっても、飛行機にも乗れな

い、何にも乗れないということでも困るわけですがけれども。せめて、ビニール袋であるとかプラスチック、日本人は非常に頭のいい民族ですから、これは考えはつくと思うんですがけれども。たんぱく質を使ったビニール袋とかいろいろね。ずっと考えておられるし、あるかと思えますけれどもね。それでビニールなり、そういうプラスチックについて、そういう産業廃棄物にならないような研究とか、そういう方法がある程度考えておられるかと思えますけれども。

南会長　　今、坂本委員の御指摘は、これまでのあり方をもう少し根本的に解決するような研究開発がなされているかという、そういう。あるいはやるべきだという、そういう考え方と思います。そういうことに関しては研究者レベルではいろんな取り組みを、実際に相当高い質のところまで現在進行中でありまして、そういうことがすぐにここに見えるようにいつなるのかという点では、明確ではない。例えば廃棄したら従来プラスチックとは全然違って、早くバクテリアで分解される、そういうプラスチックの開発とか、そういう問題は相当進んでおりますし、こういう集められた廃棄物をそういうふうじゃなくて、ただ今のは埋めたり燃やしたりだけしている。そうでなくて、それを資源として生かすような方法はないかと。そういう研究は、これもまた相当進んでいる状況はお答えできると思います。

花嶋委員　　今の直前の質問で、考えついたことですがけれども。先ほどの水の大阪湾の話にしてもそうですし、私、実は今日不勉強ながら、大阪湾の水質について、府民に対して啓発活動を行われているということを実は余りよく知りませんでした。私、実はごみの話ばかりよくやっております。ごみのリサイクルというような、循環型社会というような話は非常によく聞くんですがけれども。これだけこう環境の問題いろいろ大変になってくると、ごみの話もあれば、二酸化炭素の話もあれば、水の話もあるし、緑の話とかというのが、それぞれのところですごく一生懸命やられてるんですがけれども、府民の側からすると、じゃあ私どうしたらいいのという。すべてを絡めて生活というのは成り立ってるわけで、例えば私の目の前にあるこのマヨネーズの少し残った容器を、洗ったら水の方に負荷がいつてしまうし、このまんまじゃリサイ

クルできないし、じゃあ私は今ここでどうしたらいいのという。多分どこにお住まいかとか、その地域の下水の処理の施設がどうなってるかとか、その地域のリサイクルの仕組みはどうなってるかとかによって違うと思うので、暮らしも本当になかなか大変になってきたなと思うんですが。そういう情報についての窓口というか、ワンストップサービスみたいなものを府の側で、何でも今どきインターネットになってしまうのも、いかなものかとは思いますが、それにしてもどうしたらいいのか。どう暮らしたら一番ベストだというのは一つの答えが出るかどうかはわかりませんが、暮らし、どういうふうに暮らした方がいいのかなというようなことを考えるヒントになるようなものを入り口を1カ所に。環境を考える暮らしのヒントみたいなものを1カ所にまとめていただくともっと伝わりやすいんじゃないかなと。地域別に1カ所のまとめていただくというようなことができたらいんじゃないかなと、両方のお話を聞いていて思いましたので、そういうことも今後御計画いただけたらなと。あるいはもう既に環境教育の分野でそういうことがされているのかもしれませんが、もしされているのでしたらお教えいただきたいですし、そうでなければ、そういうことも御検討いただけたらなと思いました。

南会長　　ただいまの花嶋委員の御意見は、生活者として一人ずつが日常的にどう対処すべきかについての、ある種の情報をもう少しわかりやすく出せという、出すべきだとそういう御意見だと思います。これに関しては、我々の21世紀の生活というのは極めて多様化している段階で、単純にこれだけやればよろしいというそういう答えというのはなかなかなくて、したがって環境の問題というのは、解決は本当に一人一人の取り組みということも極めて大事で、これはある意味では行政の問題でもあるかもしれませんが、教育の問題でもある。そういう事柄の重要性をさまざまな学校を中心として、教育の場でも啓発、教育に努めて、もっと意識を高めていかないと多分なかなか解決は難しい。

ちょっと脱線するような内容で恐縮ですが、昭和でいえば第二次大戦の始まる前は、地球上の人口はたった25億なんです。ところが今、たった60年か70年で65億にまで増加しているんです。これがこういう問題をすべて引き起

こしているやっぱりもとであると。25億であれば、地球が何とか浄化くれていたのが、たった100年たらずに、本当に60年で25億が65億になる。こういう状況がすべてのもとにあって、その65億の地球人口一人一人がやはり気をつけないと、25億のときと同じ生活、あるいはもっと便利な生活をしているわけですから、それが環境に対する極めて強い負荷になっている。そういう状況があって、それじゃあそれを解決するための非常に単純なマニュアルがあるかということになりますと、これは私はやっぱりかなり難しい。時間をかけてやっていくべき取り組みだと思いますし、一方ではこれは行政におかれても、そういう今のような御意見は各自がお持ちだと思いますので、それに対してどういう工夫があるかということをやはり根本的にお考えいただくというようなそういう御意見として承ってよろしいですか。

はい、どうぞ。

池田部会長　花嶋委員も廃棄物処理計画部会の委員のお一人だったわけで。幸い意見を部会でも述べられたわけで、こういうことも踏まえて、廃棄物処理計画の改定の内容にはなるんですけども、20ページのところにですね、今お話がありました環境教育・啓発の推進、続いて情報公開の推進ですね。これを盛り込んでいるということをお指摘しておきたいと思います。

南会長　どうもありがとうございました。

ちょっとそれでは山口委員。簡単に。

山口委員　申しわけないです。1点、資料3 - 1の5の減量化目標のところと、報告の分の28ページの処理施設の状況のところと関係させての部分なんですけれども、ここの目標値の部分で20%削減というふうになっております。そして、その表の中で一般廃棄物の部分でいきますと、再生利用のところを見ますと、目標、平成17年度目標値を実績が大きく下回っております、目標数値がかなりハードルが高いということになっております。廃棄物に関しましては、やっぱり法的規制がある部分でクリアしていると考えられますが、そういった部分と排出量のところで少し産廃の部分が、平成17年度の実績のところではかなり実績は目標数値は下がってるんですけども、22年度目標数値のところではやっぱり今の実績の部分を上回るところとなっております。

その数値の根拠の部分と、それから一般廃棄物の再生利用の状況でやっぱりクリアできなかった根拠というものは、多分説明があったと思うんですけども、やっぱりこれからの取り組みのところで言いますと、いわゆるごみの有料化というものは一つの議論のきっかけにはなると思いますし、それぞれの部分での啓発の触発にもなると思いますけれども、やはり仕組みづくりというものが当然必要になってくると思います。そういった中で、やっぱりごみを燃やすという方法だけにとられるということは、やっぱり根本的にはこれからの部分でいきますと、非常にごみを燃やすという部分の概念を変えなければいけないのではないかというふうに考えるわけです。意見にもちらっとありましたけれども、やっぱりバイオマスでありますとかいろんな有効利用の部分があると思うんです。だから、そういったごみ処理場、焼却工場じゃなくて、いろんな処理場が新しい産業の創出の場として、これからこの50工場の中でどれだけできるかということ、これからのいろんな推進会議ですか、そういったものがされるというふうにありますけれども、啓発じゃなくて、仕組みづくりの方でもぜひそういった重要なウエートを占めていただきたいと思っております。

南会長　　ありがとうございました。

今のは、単に御意見というよりは、かなり実際の実現に向けたお話だと思います。先ほどの坂本委員の御質問とかなり関連するところ等もございまして、実際焼く、燃やす、埋める、こればかりではもう解決にならない。そのための研究開発、本当に産業廃棄物を含めて一般家庭の廃棄物、そういうものの再生利用、単なるリサイクルではなくて本当に資源として生かす。そういう研究開発は世界的に、ことに日本は進んでいるんですけど。かなり進んできておりまして、そういうところにも期待を持ちたいと私自身は思っておりますが、今の山口委員の御意見は一応ちょっと事務局お答えいただけますか。

小森資源循環課長　　資源循環課長の小森でございます。

先ほどの一般廃棄物のところの数値目標の中で、再生利用が非常にしんどいと。結果として達成がしんどかったというのは、この再生利用では焼却場における溶融を当初、かなり考えておりまして、その溶融のスラグが再生品と

して利用されていくという考え方を当初しておったわけですが、やはり焼却場の溶融が思ったよりも進みませんでした。それを現状に合わせた形の中で、数値を修正させていただきまして、排出量等の抑制、そして結果として最終処分場として56万トンという数字になったところでございます。

それから、今後燃やすばかりではなくどんどん再生利用といたしますか、リサイクルを進めるというお話の中では、35ページに書いておりますけれども、第4期の大阪府分別収集促進計画、この概要を書いておりますが、全体的にかなり進んでおる状況の中で、真ん中に入っておりますプラスチック製容器包装、白色トレイというところがありますが、これが現在かなりおくれしている状況でございます。このところを市町村とも連携を図りながら頑張りまして、平成22年度には今現在26、括弧書きの部分で15あるところを37まで高めていくということで、再生についてもプラスチック、とりわけ先ほどお話ありましたプラスチック関係につきましても、燃やすということではなく、リサイクルという流れの中で減量化に努めていきたいと、このような内容になっております。

南会長　ありがとうございます。

池田部会長　大阪府では、一般廃棄物のリサイクル率が必ずしも全国区に比べて高くないということなわけです。それでリサイクル率を向上させていかなければならないということなんですね。これは、先ほども出てきております分別収集の拡充とか、あるいは分別排出への協力というようなこと、あるいは資源化施設の整備などということを進めていかなきゃいけないわけですが、それとあわせて、小まめにそういうリサイクル率の目標達成状況などを公表していくということを心がけたいというふうに書いておるわけです。我々の体重でも減量しようというときには、毎日にかけておりますとそれが実際に減量につながるという、そういう効果が公表されておりますけれども、それと同じようなことで、リサイクル率につきましても、進行管理という意味で、小まめにその状況を報告していくということが大事だということも余談でありまして、その旨を一応ある程度まで期待しておるということです。

南会長 どうもありがとうございました。

山口委員、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

はい、どうぞ。武村さん。

武村副理事兼産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課長の武村でございます。

産業廃棄物につきまして、排出量の分で少し御言及がございましたので、若干私どもこれを説明させていただきます。

委員御指摘のように、私どもも当然排出量につきまして抑制をしていくということが最も重要であるというふうに考えておりました。その考え方は、計画案の中でも基本的方向が、10ページでございますけれども、基本理念、基本方針の第1番目にある廃棄物の発生を抑制するというので、これが第一だというふうに考えておるところでございます。そのためにも、私たちがいろいろ排出業者における取り組みを促進していくための情報提供、あるいは技術支援等を始めとするいろいろな取り組みを具体的な内容に掲げておりますし、あともう一つは、ISO14001を始めとします環境マネジメントシステム、これに取り組んでいただいている事業所は、排出抑制という面でも結構有効といえますか、データのいいますと有益なところがございますので、そういう面からも環境マネジメントシステムをできるだけきちっと確立していただく。そういう取り組みを進めていこうというふうに考えておるところでございます。

あと、そういう数字の中で、平成17年度実績が17年度目標に比べますと、排出量では相当下回っているにもかかわらず、22年度目標が17年度に比べますと少し上がっている。そこはどうかという御指摘もございますが、ここはどうしてもやっぱり経済動向という問題もございまして、これからの5年後を見越した場合に少しは経済的なものといたしましては、少しはその経済が活性化をしているのが予想されるということで、その辺を単純にしますと、もっともっと大きな数字が出るわけでございますけれども、そこを排出抑制のいろいろな取り組みによって、この数字に抑えていこうという考え方で、この目標値を設定したということでございます。

南会長 ありがとうございます。

多数の貴重な御意見ありがとうございました。ただいまいただいた貴重な御意見、たくさんございましたが、それらを拝聴したところでは、かなりこの報告に盛り込まれているというふうに判断いたしまして、この資料3 - 2、これをもって本審会の答申としてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 どうもありがとうございました。

それでは、これを本委員会における答申とさせていただきます。どうもありがとうございました。想定していたよりも、うんと時間が押してしまいました。その点はあとの方でまた工夫していただくことにしまして。今既に3時半になりました。2時間経過しましたので、ここでちょっと最初にお約束しましたように、10分間の休憩をとらせていただきます。3時40分再開ということでよろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

(休憩)

南会長 再会いたします。

活発な御議論、いろいろありがとうございました。あと、4、5、6、これは野生生物部会から、朝日部会長に御報告いただく。そしてそれと関連した運営要領ということで4、5、6、まずまとめて部会長の朝日先生の方から御説明をお願いします。

朝日部会長 野生生物部会部会長を仰せつかっております朝日でございます。会長の方からお話ございましたけれども、4、5、6いずれも関連しておりますので、まとめて御報告させていただきます。よろしくお願ひします。

まず、4 - 2の37ページ、審議経過となっております。第10次鳥獣保護事業計画につきましては、8月25日に諮問をいただきました。このときには、この前も申し上げましたけれども、環境省の方からの基本指針がまだ出ておりませんでして、結局第9次のと比較したり何やらして手探りの状態やったんです。実際に出ましたのは11月になってからなんです。素案につきましては9月20日に第1回目野生生物部会をやりました。基本指針が出ましてから、11月7日に早速第2回を開きました。11月21日の環境審議会の方で中間報告をさせていただきました。その次には第3回が抜けております、この表

では。実は12月20日に第3回を開催しております。このときは、第10次鳥獣保護事業計画につきましては、議論をせずに、後で申し上げますシカとイノシシの対策につきまして、集中的な議論をいたしましたので、第3回のこの表には載っておりませんが、やってなかったんじゃなくて、そういう事情でございます。第4回、その後パブリックコメント等の手続を経まして第4回を2月8日に。イノシシ、シカに関しましては、これは法律の規定も別にございましたので、公聴会を開催しております。本日、最終的なこととお話させていただくわけでございますが。実は資料4 - 1 ごらんいただきましたら、おわかりになるんですけれども、中間報告とほとんど変わりはございません。したがって、パブリックコメントに関して、府民の方々にいただきました御意見を加味いたしまして、そして第32回的时候に中間報告をいたしましたところの変更のあった部分について本日御説明をしないと、このように思います。時間も何か大分押せ押せになっているようでございますので、お許しいただきたいと思っております。

資料4 - 3へ移らせていただきます。パブコメは12月25日から1月24日まで1カ月間受付をいたしました。1団体ですが、ごらんになりましたらおわかりのように、専門的な団体から都合16件についての御意見が来ております。そのほとんどが、既にもう取り上げられて書き込まれていることございまして、それを誠実に実行しろという御意見として受けとめております。ほかの意見につきまして、訂正したところがございます。本編の4 - 2の23ページ、第七の2の片括弧の3でございますが。冬鳥のガン、カモ類につきましては、全国一斉調査が1月15日にございます。それは冬鳥だけでございますので、夏鳥についても調査すべきであるという御指摘でございます。これは、24ページの方に移りますけれども、鳥獣保護区の設定と関連がございますので、やはり大阪府としては残り少ない干潟でございますけれども、南部に残っております干潟を中心に、あるいは淀川や河口を中心にして夏鳥のシギ、チドリ類の渡来状況の調査をやるべきだということで、第10次に書き込ませていただきました。

それから32ページ、これは指摘されて気がついたわけではございませんが、

法律ではウズラは狩猟鳥の中に入っております。ところが大阪ではほとんど絶滅して、狩猟結果にも出てこないような状態です。レッドデータブックに記載をしております。片方はレッドデータブックに記載して、片一方では狩猟鳥に指定してというのは、引き続き検討するというよりも、ウズラは狩猟鳥から外すべきであるという主張を国に対しても行っていきたいというように考えております。

そのほか、第9次と大きく違います点は、35ページの傷病鳥獣の対応でございます。これは、あんまり今までも大事に保護しましょうというような話で愛鳥モデル校に持って行ってということぐらいで書いてあったわけですが、実際問題といたしまして、国の方がともかく傷ついているけもの方を愛鳥モデル校に持ち込んだってどないもできへんという話になります。これにつきましては、慎重な書き方をしております。

それから、次の36ページの7番の動物由来伝染病、感染症に対する対応。特に鳥インフルエンザが猛威を放っております、この連絡体制を記入したこと、この辺が第9次と変わっているところでございます。

以上が第10次の第9次と変わってるところの説明でございます。あとは、お目通しいただいたらわかりますように、大体何と言うんですか、第10次にもなりますと、もう言うことはなくなってしまっているような話のような内容になっております。

次に時間の関係もございしますので、資料5の方に入らせていただきます。シカの保護管理計画でございます。

5 - 1にございますように、大阪府内におきまして、特に北摂豊能地区を中心にいたしまして、シカの林業被害というのがかなり出ております。最近では農業被害もふえてきております。そういうことで、平成14年からですが、シカの保護管理、保護というのはつけ足しみたいなもので、この場合ははっきり言ったら管理計画でございますが、実施したわけでございます。必ずしも成果は上がっておりません。その原因というのはいろいろ考えられますけれども、一つには狩猟意欲の減退ということがかなり響いているといいですか、ハンターの方々が高齢化、高齢化されまして、山を思いっきり走り回れない。

犬もいなくなったというような状況であります。

とりあえず、第2期といたしまして、計画の期間が19年4月1日から24年まで5年間、このシカの管理計画を延長しようというところでございます。第1期の終了、この月末に終了する第1期計画とほとんど変わりはありませんが、成果が上がらないことも踏まえまして、この一人一日の捕獲制限、これが今までは法律では1頭でございました。大阪府の場合は第1次の管理計画で2頭にしておりましたけれども、もう1頭ふやしまして3頭。雌を含む場合は3頭まで許可するというので第2次には組まれております。

ただし、次のイノシシも同じでございますけれども、非常に生息数の予測が難しい問題でして、ちょっと捕獲し過ぎますとすぐなくなってしまうという事情もございます。したがって、検討会議を別にこの第1次の場合もそうですが、組織いたしまして、毎年捕獲数というんですか、これは検討していくと。捕獲し過ぎになったらやはりやめると。足らんようなら、場合によってはふやしてもいいということで進めていきたいというように考えます。モニタリングをやって進めていくということでございます。

いろいろ生息数の予測のシミュレーションの式は考えられてるんですが、計数值あるいはもっといったら初期値の置き方によりまして、かなり大きい振れがございます。特に大きい振れがありますのは妊娠率でございまして、1頭の、これも人間の場合も同じようなことが言われておりますけれども、1頭の雌が一生の間に何頭子供を産むかと。その辺の置き方によりまして、かなり大きく変化します。しかも、この場合は途中で捕獲して、狩猟しているわけでございますので、シカの保護管理計画第1期と第2期の違いはそういうことになります。

今年からもう一つふやしたのは、イノシシでございます。資料6をごらんください。

シカと並びまして、イノシシの農作物による被害というのが非常にふえてきております。そのかわりに野ウサギによる被害というのは、ほとんどなくなってしまっているわけでございますけれども。やはりイノシシをもっと抑えなきゃならないという声が高まっております。それで今回から、この4月

からイノシシの管理計画を進めようということでもあります。府内のイノシシが一体どういう分布をしているかということから問題にしなきゃならないんですが、よくわからない。とにかく淀川を挟んで、右岸側と左岸側、これはそう交流はないだろう。たとえ交流があったとしても、遺伝子の動きぐらいの範囲でいけるんじゃないかということで、淀川を境にしまして、北部地域と、それから中南部地域に分けて考えていこうということにしております。目標はやはり被害金額の減少というか、被害の減少でございます。具体的にどういうふうにするかと言いましたら、イノシシの狩猟期間を1カ月延長しまして、普通の狩猟期間は2月15日まででございますが、3月15日まで狩猟で撃つてよろしいと。これに対しては、関係機関の方から要望がありまして、隣接する府県と十分に連絡して、大阪では1カ月延びてあるけれども、隣接する府県では延びてないということが起こりますので、その辺を十分に検討してくれという要望が来ております。

実際にはじゃあどうしていく、被害を防ぐのにどうしたらいいかというのは、これは近畿だけじゃなくて、四国を含めましての各府県で困っているというか、検討していることではございますけれども、なかなか名案がございません。イノシシに対しましては特に名案がございません。国の方でもいろんな検討を加えているわけではございますが、決め手がございません。一番いい、決め手になるものはやはり電気柵だというように言われておりますけれども、これもやはり設置にかなりの費用がかかりますし、あとの管理も問題がいろいろございます。その辺を今後やっていく。シカの場合と同じように検討会は別に組織いたしまして、そして毎年猟期の初めと猟期の終わってからぐらいに開きまして、生息数のシミュレーションというのは非常に難しいわけではございますから、捕獲した効果についての判定を評価していきたいというように考えております。

狩猟だけやなしに、鳥獣というのはいわゆる無主物の扱いを、明治時代からそういう扱いをされておまして。狩猟という行為を経て初めて所有が決まるという、それまでは誰のものでもないという非常にややこしい立場にあります。中でも、こういう有害な生き物に対しましては、鳥獣だけではござ

いません。マムシやとかハチヤとかいうような、いわゆる害虫、害は虫類、あるいはダニやとかそれから大阪の場合はクモ、アカゴケグモというようなややこしいものまで飛び出してきよります。こういうものについて、私たちがどういうふうに対応していくかというのは、哲学的にも非常に難しい問題がございまして、今後も検討を続けていかなければならないと、先生方のいろんな御意見を伺いながら進めていくようにしていきたいと思っています。

以上簡単ではございましたが、説明をさせていただきました。

南会長　　どうも、朝日先生、ありがとうございました。

本来ですともう少し時間を取って、それぞれの案件の御説明をいただいた方がよいのかもしれませんが、ちょっと時間が押しているのもあって、ただいま3件、一括して御説明いただきました。鳥獣の件に関しましては、既に中間報告からパブリックコメントを経て、それらを勘案してまとめた報告。さらにシカとイノシシ、この種の問題についての報告をまとめていただきました。御質問御意見ございましたら、お願いしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。特にないようでございますので、それでは以上まとめて3件、資料4 - 2、5 - 2、6 - 2を答申としてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長　　特に御異論ないと思いますので、それではこれをもって答申とさせていただきます。どうもありがとうございました。

朝日先生を初め、部会の専門委員の先生方どうもありがとうございました。

それでは議事の7番に移らせていただきます。この野生生物部会、今精力的に審議いただいた結果を御報告いただきましたが、この野生生物部会の運営要領の改定ということでございます。これは、この本審議会と自然環境審議会との統合後、最初の審議会であります平成16年7月で御承認いただいた部分ですが、その運営要領を少し改定したいということで、事務局の方からちょっと提案の説明をお願いします。

池田動物愛護畜産課長　　動物愛護畜産課長の池田でございます。野生生物部会の運営要領の改定について御説明申し上げます。資料7をごらんいただきました

いと存じます。

表面には、今回運営要領の改定の概要を、また裏の面につきましては、運営要領の新旧対照表を記載いたしております。表面につきまして御説明申し上げます。

当環境審議会におきまして、御審議をいただく事項につきましては、ごらんの資料の左側に、丸数字を付したものでございます。このうち現在、部会の決議事項とされていますものは、 の特定鳥獣保護管理計画に基づく狩猟期間の延長と の特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲等の禁止又は制限の解除の二つの事項となっておりますが、今回改定案では、 の鳥獣保護事業計画の策定を除く他の事項について、野生生物部会での決議事項とさせていただくものでございます。主な改定の理由でございますけれども、鳥獣保護事業計画の細部についての事項等を御審議いただくものであること、また、毎年11月15日の狩猟開始日までに、迅速かつ柔軟な対応が必要な事項であることなどの理由から、これら事項につきまして、部会の決議とさせていただくものでございます。ちなみに、本府と同様に審議会に部会を設置いたしております近隣府県並びに全国の主要府県に問い合わせをいたしましたところ、ほとんどの府県におきまして、鳥獣保護法により審議会の意見聴取を定められている事項のすべてが部会の決議事項とされている状況となっております。このたびの改正案は、鳥獣保護事業計画の策定以外のすべてを部会決議とすることといたしておりますけれども、裏面ごらんいただきたいと思いますけれども、右側の野生部会運営要領の第3条第5項、ただし書き、網かけをいたしております上の部分にございますように、審議会の会長が審議会の議事とすることが必要と認めた場合はこの限りではないとされておりますので、実際の運用につきましては、会長に事前に御相談するなど、審議に当たりまして慎重に取り扱っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

南会長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたように、専門的見地からでかつ迅速に審議する必要のある、そういう事項に限って部会の専決事項にしたいとそういう改

正でございます。今まで環境審議会、それと自然環境審議会二つに分かれてやっていたのを統合して、そして運営していただきましたが、そういう問題が発生しそうである。あるいはそういうことに対処したい、他のところも参考にしますとそういうことになっているというようなこともございまして、所要の改正をさせていただきたいということでございますが、特に御意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 特に御異論ないものとして、以上のように、運営要領を原案どおり改正させていただきます。ありがとうございました。

審議事項は、以上で終了させていただきます。引き続きまして、報告事項3件でございますが、まず第1点の温泉部会の問題、これは熊井部会長の方から御説明をお願いします。

熊井部会長 それじゃあ、温泉部会からの報告をいたします。簡単にいたします。

ことし2月8日に部会を開きまして、そこで環境審議会の会長から知事あてに答申を行うための審議をいたしました。資料の8にありますが、審議事項は温泉の掘削に関して、そこにありますように5件。それから動力装置に関しまして4件ありました。掘削に関しては、そこにありますように、掘削の制限がある地域に関しては、それに支障がないような掘削計画であることなどが認められまして、すべてこれは支障がないというふうに認めました。動力装置に関しては、4件のうち最後の1件に関して、これはポンプの選定に関する用途試験、お湯を上げてそのお湯の上がる量と、そのときに井戸の中で水面がどのくらい下がるかというふうな試験をやろうということですが、その結果をもってポンプを決定して、そのポンプをつけることが認められるわけですが、この4番目のものにつきましては、その試験自体が適正でなく、普通はポンプで井戸の中のお湯を上げますと水面が下がるのが普通なんです。ここの場合はそういう例もあるんですが、そういう根拠がはっきりしないままお湯を上げたにもかかわらず水面が上がってきたというふうな結果が出てきておりますので、これについては井戸自体の設置に関する問題点があ

るかもしれないということで、これに関しては、今回は許可することは適切でないという答申にいたしました。

以上、報告を終わります。

南会長　　ありがとうございました。

掘削に関して、これまで何度かちょっと競合するような事案があって処理に苦慮するという、そういう状況もございましたが、幸い今回ようやくその点が解消いたしまして、審査があった5件、いずれも支障がないということ。ただ、動力の方で1件、くめばくむほど上がってくるというような結果で、ちょっとなかなか本当に評価できるのかどうか怪しい、今回は許可することは適切ではないというような、そういう評価結果をしていただきました。

熊井部会長初め、委員の先生方どうもありがとうございました。

それでは、報告の二番目に移ります。これは公共用水域、それから地下水水質といったような議題でございますが、村岡先生、よろしく願います。

村岡部会長　　それでは御報告申し上げます。時間もございませんので、いきなり資料9 - 1、1枚めくっていただいた図がございますが、その図を見ていただきます。

公共用水域というのは、大阪の場合、河川と海域すなわち大阪湾でございます。湖沼、湖はございません。この大阪府の府域で黒い点がついてあるところが河川の公共用水域の水質測定地点でございます。一方、大阪湾の方は、やはりこの図に載っておる記号のところがそうでございます。ただ、大阪湾の場合、兵庫県も絡んでおりますので、ここに兵庫県の測定地点は載せておりません。ということで、こういうところで測定を、健康項目とそれから生活環境項目について測定いたしましたところ、17年度におきまして鉛が2地点、ジクロロメタンが1地点、ほう素が10地点、ふっ素が1地点、これだけの地点で環境基準を達成しておりませんでした。その原因でございますけれども、鉛につきましては、どうも当該地区の周辺に放流するような事業所が見当たりませんので、原因がわからないということで、測定回数をふやして監視を続けて、強化しております。ジクロロメタン、ふっ素につきましては、周辺の事業所からの排水が原因と推定されましたので、その事業所に対しま

して処理施設の改善の指導等を行ってもらっております。ほう素につきましては、海に近いところでございまして、海にはほう素がたくさんございます。それは塩素イオン等の濃度からも判断できまして、これは海水が入っているところだというふうに判断いたしました。

生活項目の汚濁指標の代表であるBODでございますけれども、これは、それほどよくございません。その達成率は70%でございます。図の2を見ていただきますと、二つ並んでおりますが、昭和50年度から平成17年度までどれぐらいBODの濃度が変わってきておるかという点を見ていただきますと、5ミリグラム/リットルという濃度の区別で見えていただいておりますが、赤いところが悪いわけですね。それで、これで見ると、昭和50年度から平成17年度まで赤いところが非常に少なくなっておりますから改善しておりますけれども、環境基準の達成ということにつきましては、まだ70%のレベルにとどまっておりますということでございます。

それで、海の方はどうかと言いますと、これは図がございませんけれども、健康項目については、全部満足しております。CODにつきましては、沿岸地区のあるいは湾奥のC類型が達成しておりますけれども、沖合のA、それからB、この海域は達成しておりませんでした。ということで、やはり8割ぐらいの達成率になろうかというふうなことになります。

一方、地下水でございますが、公共用水域の河川、海域と並びまして地下水の水質管理もやっております。これにつきましては、今の資料の裏のページですね、図の3というのがございますけれども、まず、地下水の水質測定には概況調査というのがございまして、これは府域を網羅するような形で毎年ふやしていくというふうな測定で、平成13年からのすべての測定点で見ると、この黒い点が環境基準を満足していませんという結果になります。それから地下水の水質測定につきましては、実際に汚染されているとわかったところの汚染井戸に関しまして、定期モニタリングという調査を行います。これにつきましては、図4のようになりまして、色分けで物質を指定しておりますけれども、VOCなどが目立つ物質でございます。その右側の図は、その井戸の浅い深いによりまして、その特性があるんじゃないかというふう

なことでまとめていただきました。黒いところが未達成なんですけれども、四角の点が深い井戸です。大体30メートルよりも深いと思っていただければいいかと思います。それで、丸のところが自由地下水と言われるような浅いところの井戸だというふうに見ていただきますと、砒素なんかは北摂の深いところに多いというふうな特性がございます。また、VOC、有機塩素化合物ですけれども、これはどうも特性がなさそうだとということで、工場等の使用の結果、汚染されるということが府域で実際にあったんじゃないかというふうなことでございます。このような前年度までの状況を踏まえまして、来年度ですね、19年度どこでどういう調査をするかということ部会で討議いたしました。その結果はその資料の9 - 2という分厚い資料にすべてに載っております、非常に細かいので説明できませんけれども、前年度とどこが変わったかと言いますと、水生生物の保全にかかわる生活項目というのが増えたんです。これは、亜鉛でございます。全亜鉛でございます。それとそれに関わって、やはり生物関係の保全ということで、フェノール等の3項目が法律で追加されましたので、この追加された項目について新たに測定を行うという点が付加されております。

それから過去の検出状況に応じて、監視をもう少し強化しないといけないということのほかにもモニタリングの効率化を図るということで、ずっと測ってて10年間も出てこないようなところは測定頻度を落としましょうという効率化も含まれておりまして、そういったことで、この9 - 2の冊子にその結果として測定地点と測定項目が載っておるということでございます。また環境省が示しましたその処理基準の改正に従って、地下水の場合、定期モニタリングの調査井戸に関しまして、深い浅いという区別をするということにいたしました。自然の汚染、あるいは人為的汚染、これは井戸の深さに関わることが多いからでございます。こういったことを審議いたしまして、平成19年度の水質測定計画を今の資料9 - 2の冊子のようにまとめさせていただきましたので、御報告申し上げます。

南会長　　どうもありがとうございました。

要は、水質全体にわたっては、かなり改善されてきている。ただずっと数

年にわたって改善されてきているところはちょっと頻度を落とす。しかし、まだ不十分なところを重点的に測定を継続するというので、資料9 - 2のような形で19年度の計画を策定していただいたという御報告でございます。

どうも、村岡先生ありがとうございました。

報告最後の3番目、生活環境の保全等に関する条例の一部改正。これについては、事務局の方から御説明をお願いいたします。

葉山環境保全課長 環境保全課長の葉山でございます。

大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

この改正につきましては、昨年11月の第32回審議会で第一次答申をいただきました揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方についてを踏まえまして改正したものであります。この2月の定例部会に提案いたしまして、可決いただいたものでございます。資料といたしましては、資料10 - 1をごらんいただきたいと思います。

資料の上の方に、条例改正の目的を記載してございます。揮発性有機化合物、以下VOCと言わせていただきますけれども、VOC対策につきましては、VOCのより一層の排出削減を進め、高濃度の光化学スモッグの発生を抑制することでございます。また、化学物質対策につきましては管理計画書の届け出等の新たな仕組みを構築し、事業者による化学物質の自主管理の徹底を図ることとしております。

次に、条例改正の主な内容でございますが、資料には揮発性有機化合物対策及び化学物質対策について、それぞれ左から関連する法制度の概要中央に現行条例の内容を、その右側に今回の条例改正の内容を記載してございます。なお、VOC対策、化学物質対策ともに条例に基づく規制と事業者による自主管理を適切に組み合わせて対策を推進することが、今回の条例改正の基本的な考え方でございます。

VOC対策に関する主な改正点は次の3点でございます。まず約2,200工場が対象となっておりますVOCを排出する施設や工場の規制につきましては、規制対象である基準等は現行状態のままいたしております。しかし、規制

基準の遵守徹底を図るために、その遵守状況を把握し、容易に確認できるようにするため、必要事項の記録、保存を義務づけることとしております。次に、工場事業所以外の発生源対策といたしまして、従来は要綱に基づき指導を行ってまいりましたタンクローリーや建築塗装の対策を条例で規定いたしております。タンクローリーからガソリンスタンドの地下タンクにガソリンを移送する際に発生しますガソリン蒸気をタンクローリーに戻すための設備がございます。これを蒸気返還接続設備といたしますが、この設備を設置しましたタンクローリーでガソリンを運搬すること、及びガソリンスタンドへの移送の際に使用することを義務づけました。また、次の段に移りますけれども、光化学スモッグ緊急時措置につきましては、予報・警報等の発生時における協力要請の対象といたしまして、VOC排出者を追加いたしました。

化学物質対策につきましては、今後の対策の基盤となる事業者による自主的な化学物質管理の取り組みを促進するための新たな化学物質管理制度を盛り込むことといたしました。この制度につきましては、従来の府の制度では化学物質の大気への排出抑制を目的としておりましたが、化学物質排出把握管理促進法との整合を図るため、大気だけでなく、水、土壌への排出や廃棄物等への移動も対象といたしております。また、道具を保管し行政の一定の関与のもと、事業者による管理体制の構築とその運用による自主的な取り組みを確実に促進するための制度といたしました。具体的な内容につきましては、まず環境リスクの観点から対象物質を見直しました。また当条例との重複を整理いたしまして、合計490物質とVOC該当物質を新たに管理化学物質として指定いたしました。次に、化学物質適正管理指針を見直しまして、知事による新たな指針の策定と公表及び事業者による同指針に留意した管理等の責務を規定するとともに、一定規模以上の事業者に対しまして、化学物質管理計画書や化学物質の取扱量等の届け出の義務づけなどを規定いたしております。また、危機管理の観点から化学物質管理計画書の中で、事故や自然災害等による化学物質の飛散、漏えい等の緊急事態の未然防止や発生した際の対策も含めた緊急事態に対処するための計画を定めることとしております。さらに、緊急事態が発生した際の措置の義務づけ等についても規定いたしま

した。

次に罰則等でございますが、VOC対策と化学物質対策の規定の実効性を確保するため、義務規定や命令に違反した場合の罰則や氏名等の公表についてもあわせて規定しております。

今回の条例改正にあわせて、法令改正等に伴う規制整備なども行っておりますので、簡単に御説明させていただきます。

まず、大気汚染防止法の改正によりまして、建築物の解体等の作業に係るアスベストの飛散防止対策に係る規制対象が拡大されたということを踏まえまして条例における関係規定の整備を行っております。また地盤沈下対策の一環であります地下水の最終報告の規定につきましても、よりの確に採取量を把握するため、所要の規定整備を行っております。

最後に、改正条例の施行時期について説明させていただきます。VOC対策及び化学物質対策に係る改正条例の規定は原則として平成20年4月1日から施行することとしております。それまでの間に規則の改正や化学物質適正管理指針の策定公表、事業者向けのマニュアル類の作成、関係市への権限移譲に関する協議調整、事業者への周知などを行うこととしております。また、化学物質対策に係る各種の届け出に関する規定は、平成20年4月1日から対象事業所において届け出に関する事項の把握が始まりますので、1年後の21年4月1日から施行することとしております。なおアスベストの飛散防止や地下水最終報告に係る規定につきましては、平成20年1月1日から施行することとしております。

大阪府生活環境保全等に関する条例の改正概要につきましては、以上のとおりでございます。

南会長 ありがとうございました。

ただいまの報告事項でございますが、もし御質問、御意見ございましたら、お伺いいたします。略称としてVOCあるいはVOB、COD。甚だしく紛らわしいものばかりではありますが、今回の条例改正は揮発性有機化合物、Volatile Organic CompoundsというようなVOC対策、その条例一部改正ということでございます。特に御質問、御意見ございませんでしょうか。

特にないようでございますので、それではただいまの3件目御報告を終わらせていただきます。

以上で、本日予定しておりました議事、終了いたしました。議事進行御協力いただきまして、長時間にわたる御協力ありがとうございました。

それでは、進行を事務局の方、お願いします。

司会（笠原秀紀総括主査） 南会長、どうもありがとうございました。

議事で掲げております4、その他については特に予定しておりません。

ここで閉会に当たりまして、環境政策監の矢野からごあいさつを申し上げます。

矢野環境政策監 環境政策監の矢野でございます。

本日は大変長時間にわたりまして御審議をいただき、本当にありがとうございました。また、化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画及び総量規制基準について、それから廃棄物処理計画の改定について、それから第10次鳥獣保護事業計画の策定について、次に大阪府シカ保護管理計画第2期の策定について、大阪府イノシシ保護管理計画の策定について、計5件につきまして御答申をいただきました。本当にありがとうございました。いただきました貴重な御意見、御提言につきましては、私どもこれからの環境行政に生かしてまいりたいと考えております。

さらに、本日諮問をいたしました大阪府における流入車対策のあり方についてなど、これからも御審議をお願いする課題がございます。今後とも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げて簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

南会長 どうも長時間にわたり本当にありがとうございました。これで終了させていただきます。

司会（笠原主査） 本日はどうもありがとうございました。